

# 重要事項説明書（訪問介護・第1号訪問事業）

〔令和7年4月1日現在〕

## 1. 事業者概要

事業者名	株式会社 大蔵商事		
代表者名	代表取締役 藤田 昌人		
所在地	札幌市東区北28条東2丁目2番20号		
電話番号	011-788-3228		

## 2. 事業所概要

事業所名	訪問介護事業所すみれ		
所在地	札幌市東区伏古2条5丁目3番6号 コーポ25		
電話番号	011-788-4232	FAX番号	011-788-4238
管理者	今谷 尚子		
指定事業所番号	0170209431		
通常の事業実施地域	札幌市内		

## 3. 事業の目的

この事業所が行う訪問介護の事業は、適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護・要支援状態となった利用者に対し入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる訪問介護・第1号訪問事業（以下「指定訪問介護事業」とする）を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

事業所が実施する指定訪問介護事業は、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った所定の訪問介護サービスを提供します。

## 4. 運営の方針

- (1) 指定訪問介護事業の実施において利用者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的なサービスを行うものとする。
- (2) 指定訪問介護事業の実施において、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス、及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (3) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (4) 専門性に基づいた研修、及び勉強会を実施し、知識・スキルの向上に努め質の高いサービスを提供します。

## 5. 従業者の体制及び勤務体制（訪問介護・居宅介護と兼務）

職種	人数	勤務体制	職務の内容
管理者 (サービス提供責任者兼務)	1	常勤	管理業務等、計画作成、統括、相談等
サービス提供責任者	1	常勤	計画作成、統括、相談等
訪問介護員	3	シフトによる	介護業務・自立支援

6. 事業所の営業日、及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(12月30日～翌年1月3日までを除きます)
営業時間	9:00～18:00

※事業所の人員体制等により深夜の時間帯と日曜日のサービス提供は行っておりません。

7. 訪問介護サービスの概要

(1) 身体介護に関するサービス内容

- ① 食事の介助
- ② 排泄の介助
- ③ 更衣介助
- ④ 入浴・清拭・整容
- ⑤ 体位交換
- ⑥ 服薬介助・確認
- ⑦ その他、必要な身体介護(健康チェック・環境整備など)
- ⑧ 自立支援(生活援助に関わる見守りの援助)
- ⑨ 通院介助(自費サービス含む場合あり) ※第1号訪問事業は対象外

(2) 生活援助に関するサービス内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯・衣類の整理
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買物
- ⑤ その他、日常生活に関する必要な家事(リネン交換など)

(3) 緊急時の対応

8. 訪問介護サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問介護員などは以下の業務を行うことができません。

- ① 医療行為や医療補助行為
- ② ご家族様に対する訪問介護サービスの提供
- ③ 各種支払いや年金等の管理など、金銭に関する取扱い
- ④ 介護保険上、日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為(別紙)

(2) 訪問介護員の禁止行為

- ① 利用者、家族からの金銭または物品の授受
- ② 飲酒や喫煙
- ④ 利用者、家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ 利用者、家族に行う迷惑行為

9. 利用料金、及び支払方法

利用料金は、別紙料金表に記載の通りとなります。

支払方法は原則として、利用者ご指定の金融機関口座からの自動引落となります。自動引落は毎月5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。

## 10. 高齢者虐待防止について

事業所は利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所は従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

## 11. 身体拘束の適正化について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行い身体拘束に関する担当者を選定しています。

### (1) 身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

### (2) 拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

#### ① 切迫性

ご利用者等ご本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

#### ② 非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

#### ③ 一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

### (3) 身体拘束に関する担当者

身体拘束委員：管理者 今谷 尚子

## 12. 事業継続計画（BCP）の策定等について

- (1) 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、訪問介護員等に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。

### 13. 衛生管理等について

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための感染対策委員会を設置し、以下の措置を講じます。

- (1) 平常時の対策及び発生時の対応を規定する「感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアル」を策定する。
- (2) 訪問介護員等に対し平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を定期的実施するものとします。

### 14. ハラスメントについて

事業所は、適切な指定訪問介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

- (1) 職場におけるハラスメントには利用者等からのハラスメントも含まれることに留意しなければならず、状況によっては訪問介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。
  - ① 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
  - ② 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
  - ③ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
  - ④ ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等、その他誹謗中傷等の行為
- (2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口を設置し、訪問介護員等に周知する。事業所管理者が窓口となる。

### 15. サービスに関する相談・苦情

#### (1) 対応方針

ご相談、苦情等につきましては、真摯に受け止め、誠意をもって問題の解決にあたります。

対応内容をきちんと記録し、更なるサービスの質の向上に努めてまいります。

#### (2) 処理体制、手順

- ① 相談、又は苦情があったときは、ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ② 管理者は、訪問介護員等に事実関係の確認を行う。
- ③ 相談担当者は、把握した状況を基に関係者と検討を行い、今後の対策を決定する。
- ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者、又はその家族へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡する)

(3) 苦情相談窓口

サービスに関する相談、苦情、要望がございましたら遠慮なく下記にご連絡ください。

- ① 事業所 管理者 今谷 尚子 電話：011-788-4232  
対応可能時間：9:00～18:00(これ以外の時間は、電話の転送にて対応可)
- ② 法人窓口 総務 長谷川 睦夫 電話：011-788-3228
- ③ 自治体 [札幌市] 電話：011-211-2972  
担当：保健福祉局高齢保険福祉部介護保健課(事業指導担当課)
- ④ 北海道国民健康保険団体連合会 電話：011-231-5175  
担当：介護サービス苦情相談専用ダイヤル

16. 緊急時等及び事故発生時における対応方法

- (1) 訪問介護員は訪問介護サービス実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医、家族等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告いたします
- (2) 利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合には、関係市区町村、家族等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

17. 第3者による評価の実施について

第3者評価の実施 有・無

実施した直近の年月日 年 月 日

実施した評価機関の名称

評価結果の開示状況 有・無

18. その他

訪問介護サービス提供の実施記録につきまして利用者のご自宅に IC タグを貼らせて頂き、訪問時・退室時に記録媒体(スマートフォン)を IC タグにかざし実施内容等を記録させていただきます。

※IC タグを貼らせて頂く際には必ずご利用者様の同意を得て行う事とします。

※実施記録を紙媒体で必要なご利用者様には1ヶ月毎に印刷してお渡しします。

指定訪問介護及び第1号訪問事業のサービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

説明日 令和 年 月 日

**事業者**

事業者名	株式会社 大蔵商事
住 所	札幌市東区北 28 条東 2 丁目 2 番 20 号

**事業所**

事業所名	訪問介護事業所すみれ
住 所	札幌市東区伏古 2 条 5 丁目 3 番 6 号 コーポ 25
説 明 者	サービス提供責任者 今谷 尚子 印

私は契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

同意日 令和 年 月 日

**利用者**

住 所	
氏 名	印

**後見人、又はご家族**

住 所	
氏 名	印
連絡先電話番号	
ご利用者様との関係	

## 別紙 利用料金

### 1. 介護保険サービス利用料

介護保険の給付限度額内でサービスを利用する場合のご利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載の負担割合となります。但し、介護保険の給付限度額を超えてサービスを利用する場合は、給付限度額を超えた分は、全額ご利用者の負担となります。また、処遇改善加算は限度額管理対象外となります。

### 2. 午前 8 時から午後 6 時以外の時間帯でサービスを行う場合、次の割合で利用料金が割り増しとなります。

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで） 25%
- ・ 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 25%
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで） 50%
- ・ 2 名の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で通常料金の 2 倍となります。

### [訪問介護利用料金表]

地域区分：7 級地(単価 10. 21)

特定事業所加算Ⅱ：10%

介護職員等処遇改善加算Ⅰ：24.5%

身体介護	略称	単位数	費用総額
20 分未満	身体 01	180	2,287 円
20 分以上 30 分未満	身体 1	269	3,420 円
30 分以上 1 時間未満	身体 2	426	5,412 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	身体 3	624	7,934 円

生活援助	略称	単位数	費用総額
20 分以上 45 分未満	生活 2	197	2,502 円
45 分以上	生活 3	242	3,074 円

身体介護に引き続き生活援助を行う	単位数	費用総額
20 分以上 45 分未満	72	919 円
45 分以上 70 分未満	143	1,818 円
70 分以上	215	2,737 円

初回加算	単位数	費用総額
新規に介護計画書を作成したお客様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合	200	2,798 円

[介護予防・日常生活支援総合事業利用料金表]

地域区分：7級地(単価 10.21)

介護職員等処遇改善加算Ⅰ：24.5%

サービス内容			単位数	費用総額
訪問型独自サービス(I)	要支援1・2 (週1回程度)	月額	1,176	14,949円
訪問型独自サービス(Ⅱ)	要支援1・2 (週2回程度)	月額	2,349	29,859円
訪問型独自サービス(Ⅲ)	要支援2 (週2回を超える程度)	月額	3,727	47,376円
訪問型独自サービス(Ⅳ)	要支援1・2 事業対象者	45分未満	205	2,606円
		45～60分 未満	277	3,521円
		60分以上	287	3,649円
訪問型独自サービス(V)	要支援1・2 生活援助中心	20分～45分 未満	179	2,275円
訪問型独自サービス(V/2)	要支援1・2 生活援助中心	45分以上	220	2,796円

初回加算	単位数	費用総額
新規に介護計画書を作成したお客様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合	200	2,798円

3. その他加算について

緊急時訪問加算	単位数	費用総額
利用者、家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め、サービス提供責任者が訪問を行う。又訪問介護員が居宅サービス計画書にない身体介護を行った場合	100	1,400円

#### 4. その他の費用について

##### ①交通費について

- ・サービス提供地域地域内においては、交通費は無料です。
- ・ただし、お客様都合により無断キャンセルされた場合は、交通費 50 円/kmの実費を請求いたします。

##### ②キャンセル料について

- ・キャンセル料については基本的に請求いたしません。  
必ず、訪問予定時間の2時間前までにキャンセルのご連絡をお願いします。
  - ・連絡がない場合は無断キャンセルとなり、1 提供あたりの基本料金の 100%を請求致します。
- ※ただし、利用者の体調不良や病状の急変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

##### ③利用者の住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者負担となります。